

ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 9 日

日南市告示第 123 号

(趣旨)

第 1 条 市は、日南市への誘客促進及び新たな観光スポットの商品化の推進を図るため、日南市内の周遊を主とした募集型旅行商品の企画開発に取り組む旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 この要綱において、補助事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行業者で、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者とする。

(補助事業)

第 3 条 補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす旅行商品とする。

- (1) 貸切バスを利用（出発地と目的地の往復に限らず、片道だけの利用も可）すること。
- (2) 日南市外を発着地とした募集型旅行商品で添乗員が同行すること。
- (3) 日南市内の観光施設への訪問又は食事、宿泊等の行程を 2 つ以上組み込むこと。
- (4) 1 種類の商品につき販売期間を 1 か月以上設定し、広く商品流通できるものであること。
- (5) 広告費又は印刷製本費を計上して旅行商品を造成すること。
- (6) パンフレットに日南市内の地名等を明示すること、又は日南市内の観光地等の写真を掲載すること。
- (7) 宗教、政治、興行、学校行事、視察、大会等への参加を目的とするツアーでないこと。
- (8) 実際にツアーを催行すること。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第 4 条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助事業の対象期間は、事業を行う年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業の開始日は、ツアー実施の初日とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 6 条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、旅行終了日から起算して 20 日以内に、ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、補助事業者は会

社・支店等の代表者とし、申請印も代表者印（公印）とする（個人印不可）。

- (1) 事業報告書（別記様式第1号の1）
- (2) 収支決算書（別記様式第1号の2）
- (3) 誓約書（別記様式第1号の3）
- (4) 旅行業登録票の写し
- (5) 旅行の様子がわかるリーフレット・パンフレット等（1部）又は新聞・雑誌等（1部）
- (6) ツアーを催行した証明となるもの（宿泊施設や飲食店の領収書等）
- (7) その他関係書類（領収書の写し、写真、事業実績を明らかにする資料等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第8条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

（補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定及び確定の内容及びこれに付した条件等に従い、補助金を使用すること。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払いにより交付する。

2 第7条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、ひなまちツアー造成企画開発事業補助金請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが補助金を交付の目的以外に使用したと認めるときは、補助金の交付を取り消し、既に交付されているときは返還を求めることができる。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助事業の適正化を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を行い、若しくは関係者に質問することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 旅行終了日が令和8年3月31日以前である場合の第6条の規定の適用については、同条中「旅行終了日から起算して20日以内」を「令和8年3月31日まで」とする。

附 則 (令和8年1月29日告示第8号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第51号)

この要綱は、公表の日から施行する。

制定理由

日南市への誘客促進及び新たな観光スポットの商品化の推進を図るため、日南市内の周遊を主とした募集型旅行商品の企画開発に取り組む旅行会社に対し、補助金を交付するものとし、この要綱を定める。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費及び補助率

	経費区分	内容	補助率
①	開発費	旅行商品企画開発にかかる現地調査旅費・消耗品費等	10/10
②	広告費	新聞・雑誌への旅行商品広告掲載料等	
③	作成費	（デジタル含む）旅行商品パンフレットの原稿料等	
④	印刷製本費	リーフレット・パンフレットの印刷費等	
⑤	通信運搬費	リーフレット・パンフレットの送料等	

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

※人件費、食糧費及び備品購入費は補助対象外とする。

※日南市が行う他の補助事業との重複は認めない。

別表第2（第4条関係）

補助上限額

	商品区分	上限額
①	市内の宿泊施設に宿泊する場合	1商品当たり 30万円
②	市内の宿泊施設に宿泊しない場合	1商品当たり 15万円

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

日南市長 様

住所又は所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

印

ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度ひなまちツアー造成企画開発事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施に要した経費

(1) 総事業費 円

(2) 補助対象経費総額 円

2 申請金額 円

3 関係書類

(1) 事業報告書（別記様式第1号の1）

(2) 収支決算書（別記様式第1号の2）

(3) 誓約書（別記様式第1号の3）

(4) 旅行業登録票の写し

(5) リーフレット・パンフレット等（1部）又は新聞・雑誌等（1部）

(6) ツアーを催行した証明となるもの（宿泊施設や飲食店の領収書等）

(7) その他関係書類（領収書の写し、写真、事業実績を明らかにする資料等）

(8) その他市長が必要と認める書類

担当者：

連絡先：

様式第1号の1（第6条関係）

事業報告書

1 ツアー商品名		
2 バス運行会社名		
3 発着地（日南市外）		発地 着地
4 旅行商品販売期間		年 月 日 ～ 年 月 日
5 旅行送客期間		年 月 日 ～ 年 月 日
6 補助金申請金額		円
7 成果物 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> してください。)		<input type="checkbox"/> リーフレット <input type="checkbox"/> 雑誌への掲載 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 新聞への掲載 <input type="checkbox"/> デジタル <input type="checkbox"/> その他（ ）
8 リーフレット又はパンフレットの作成部数		枚（部）
9 パンフレット又は雑誌・新聞等への掲載ページ数		ページ
10 行程に組み入れた施設等	宿泊施設名	
	食事店舗名 (テイクアウトも可)	
	観光した場所や施設名	
11 担当者	部署名	
	氏名	
	TEL	
	E-mail	

※補助金交付要綱第3条に掲げる要件を全て満たすこと

収 支 決 算 書

【 収 入 】

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
そ の 他		
計		

【 支 出 】

（単位：円）

補助対象経費区分	金 額	積算内訳
開発費		
広告費		
作成費		
印刷製本費		
通信運搬費		
計		

※補助金交付要綱第4条に掲げる要件を全て満たすこと。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

誓 約 書

ひなまちツアー造成企画開発事業補助金の申請に当たって、下記事項について誓約します。
なお、市長が必要な場合には、宮崎県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や、ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に反する不正等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 3 補助事業に係る経理等関係書類については、要綱に基づき適切に整備保管、管理します。
- 4 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 取締役等が暴力団員である。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (4) 取締役等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業並びにそれらに類似する業種を営んでいる。
 - (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していない。

以上

住所又は所在地
団 体 名
代表者役職・氏名

⑨

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長



ひなまちツアー造成企画開発事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひなまちツアー造成企画開発事業補助金
については、下記のとおり交付することに決定及び確定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 円
- 2 補助の条件
 - (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
 - (2) 日南市補助金等交付規則及びこの要綱の定めに従うこと。

年 月 日

日南市長 様

住所又は所在地

団 体 名

代表者役職・氏名

㊞

ひなまちツアー一造成企画開発事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があったひなまちツアー一造成企画開発事業補助金について、同補助金交付要綱第10条の規定により、請求します。

記

1 交付確定額 金 円

2 請求金額 金 _____ 円

口座振替申出	
金融機関名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

担当者：

連絡先：